市町が取り組む模範となる障がい者施策等について

１　伊勢市

（１）就労体験サポート事業の開始

就労経験や実習の機会の少ない障がいをお持ちの方が、企業等での仕事を体験することを通じて、一般就労に向けたチャレンジのきっかけを作るとともに、市内企業に対し、短期間の実習を受け入れることで、障がいのある人と共に働くことへのイメージづくりと障がいをお持ちの方への理解を促進していただくため、平成 29 年６月から、障がいのある人が短期間の職場実習を行える「伊勢市障がい者就労体験サポート事業」を開始した。

（２）伊勢市障がい者サポーター制度を実施

これまで障がいについて知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかった皆さんに、障がいへの理解を深めてもらい、障がいのある人への支援につなげる取組みとして、県内で初めての取組みとなる「障がい者サポーター制度」を実施している（平成 28 年 12 月に、障がい者サポーター制度がスタート）。

障がい者サポーターの輪を広げることで、障がいがあってもなくても、「誰もが自分らしく暮らせる自立と共生のまち　いせ」の実現を目指す。

（３）手話言語条例に基づく施策の実施

「手話が言語である」という認識に基づき、手話についての理解を深め、手話を使って安心して暮らすことができ、全ての人々が、お互いを尊重し、分かり合い、心豊かに共生することができる街をめざし、平成 27 年 10 月に「伊勢市手話言語条例」を制定。

この条例は平成 28 年４月から施行され、施行後は、目的を達成できるよう、ろう者、手話通訳者、その他関係者と協議をしながら、各種施策を総合的かつ計画的に実施している。

伊勢市補足資料

平成 29 年６月 20 日

「障がい者就労体験サポート事業」を始めます

市では、就労経験や職場実習の機会の少ない障がいのある人が、短期間の実習を行えるよう「障がい者就労体験サポート事業」を始めます。

この事業は、企業等で仕事を体験することを通じて、一般就労に向けたチャレンジのきっかけをつくるとともに、市内企業に対しては、短期間の実習を受け入れることで、障がいのある人と共に働くことへのイメージづくりと、障がい者支援の理解促進のために行うものです。

事業の趣旨

就労経験や職場実習の機会の少ない就労系障害福祉サービス（作業所等）の利用者が、企業等での仕事を体験することを通じて、企業・就労系障害福祉サービス事業所・障がい者それぞれの意識改革を図ります。

また、企業と就労系障害福祉サービス事業所等との関係を構築するとともに、企業に対しては障がい者への理解、障がい者に対しては働くことへの理解を促進します。

内　容

対 象 者　　市内在住の就労系障害福祉サービス利用者

実 習 先　　市内企業

実施日数　　原則３日間（１日当たり４時間）

委 託 先　　特定非営利活動法人いせコンビニネット

そ の 他

実習前には、実習生・支援員・企業担当者・特定非営利活動法人いせコンビニネットの４者で打ち合わせを行い、「仕事の内容、実習生の障がいの特性、声の掛け方、対応の仕方、実習生の目標」などについて確認を行います。

「知る」ことからはじめよう
笑顔つながる、ひろがる
障がい者サポーター
～伊勢市障がい者サポーター制度～

２　鈴鹿市

（１）障がい者の就労マルシェの開催

障がい者への理解を深め，障がい者雇用や福祉事業所の販売を促進するため，平成 25 年度より毎年開催している。企業等の就職面接会等を通じて障がい者と企業をつなぎ，福祉事業所の生産品の販売やイベントなどを通じて障がい者と市民をつないでいる。毎年 1,000 人程の来場者がある。

（２）障がい者ふれあい運動会への助成

毎年，鈴鹿市障害者団体連合会が「鈴鹿市障がい者ふれあい運動会」を開催している。障がい者と市民がともに運動に参加できる機会として，鈴鹿市は、運動会の運営を補助している。

（３）鈴鹿シティーマラソンの開催

鈴鹿サーキットを会場に実施する「鈴鹿シティマラソン」に，競技用車いすと生活用車いすの部門を設けており，全国よりたくさんの参加がある。平成 29 年 12 月開催の参加者は，全体で約 7,600 人であり、そのうち、競技用車いすの部に 11 人，生活用車いすの部に 42 人の参加があった。

３　松阪市

「松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例」に基づく施策の展開

　松阪市では、平成 26 年４月に、「松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例」を施工した。この条例に基づき、手話が言語であるとの認識を広め、市民皆が手話の理解に努め、手話を使用することができる環境を整えることにより、市民皆が幸せを実感できる松阪市をめざしている。

条例に基づく具体的な取組
①	手話普及啓発イベントの開催
②	手話普及啓発ポスターの募集
③	企業や商店街を対象とした手話研修会の開催
④	手話額取捨のレベルアップ講座の開催

４　名張市

（１）「障害者差別解消条例」「手話その他コミュニケーション条例（略称）」の制定と条例に基づく施策の展開

名張市では、障害者差別解消条例となる「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」（平成 28 年３月成立、同年４月施行）と「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」（平成 29 年６月成立、同日施行）を制定し、障がい、及び障がいのある人に対する市民の理解を深めることや、手話その他コミュニケーション手段を利用しやすい環境を構築するなど、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざしている。

条例に基づく具体的取組としては、まず、障がい者差別解消啓発パンフレットの作製・配布、高校生を対象とした啓発研修等を行っている。

また、「スマホなどの動画を活用した手話通訳対応サービス」を実施している。これは、電話ができない聴覚障がい者（ろう者）が、市役所に問合せ等を行いたい時に、市役所設置のタブレットにアプリの動画サービスを利用してアクセスし、手話で問合せができるとともに、公共の施設において筆談対応での意思疎通が難しい時には、市役所設置のタブレットにアクセスし、遠隔手話通訳をすることによって意思疎通が図れるようにする取組です。平成 29 年 11 月から試験的運用を行っており、平成 30 年４月から本格的に運用する予定である。

（２）地域共生社会の実現を目指す「地域福祉教育総合支援システム」の構築

高齢の親と無職独身の 50 歳代の子どもが同居する生活困窮世帯（「8050 問題」）や、介護と育児に直面する世帯（「ダブルケア」）の問題や、障がい、ＤＶ、虐待、消費者被害など周囲が気づかずに解決が困難になるケースなど、すぐに解決策を講じることが難しい複雑化、多様化、深刻化した福祉課題が生じている。

こうした中、国では、地域包括ケアシステムの取組を強化し、高齢、障がい、子育てなどの複合化した課題に対応できる地域共生社会の実現に向けて、これまでの高齢者や障がい者等に対する「縦割り」の福祉サービスを「丸ごと」に転換し、高齢者、障がい者、子どもなど、すべての人々が様々な困難を抱える場合でも、適切な支援を受けることができる包括的な支援体制の構築を推進することとしている。

名張市では、これまでも「名張市版地域包括ケアシステム」として、各地域に設置した「まちの保健室」を中心に、地域づくりと地域福祉の取組を一体的に進めてきた。

これを、さらに深化・推進させていくために、平成 28 年 11 月に「地域福祉教育総合支援システム」をキックオフし、複合的な生活課題に包括的に対応する仕組を構築し、高齢者のみならず、障がい者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の取組を推進している。

名張市補足資料①

●スマホなどの動画を活用した手話通訳対応サービス●

聴覚に障害があるろう者等が、自宅及び公共施設において、意思疎通に困難が生じた際、市役所に来庁することなく、その場において手持ちの携帯端末等により、市の設置手話通訳者を介し、市の担当職員と意思疎通を図ることができます。

対象者	聴覚障がいや言語障がいがあることで、音声による電話でのお問合せができない方。
対象内容	行政の業務に関する問い合わせ等。 例：○○の手続きについて持ち物は？ ○○のイベント、申込みをしたい　など。 ※相談等、対人通訳が適しているとみなされた場合は来庁してください。
運用期間	試験的運用　：平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 本格運用開始：平成 30 年 4 月 1 日～
運用時間	8 時 30 分～12 時　13 時～17 時 ※不在の場合は受信の際、文字ボードで不在を伝えるとともに、後ほどまたは後日、市より案内します。

スマホ・タブレットなどを活用した手話通訳対応サービス
例えば、こんな使い方をします。

自宅や訪問先の公共施設で、「○○の手続きについての方法」や「○○○の申込」について知りたいとき

ろう者は、スマホ・タブレットを起動させ、動画により市役所に配置している通訳者に、「○○について」と手話で問い合わせをします。

スマホ・タブレットなどを活用して「手話」で会話

市役所

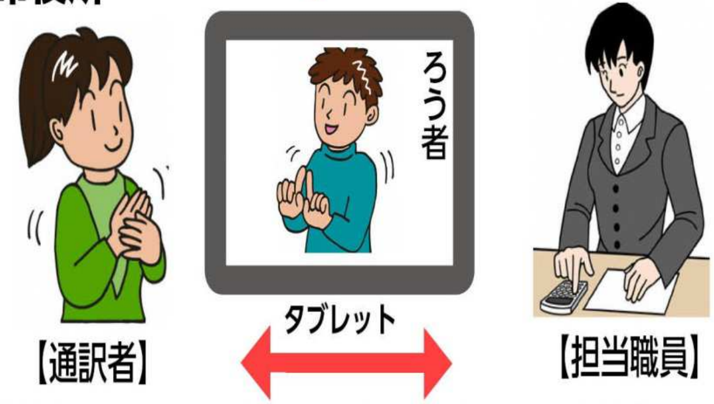

市役所に配置する通訳者は、問い合わせ内容について担当職員から説明を受け、その内容をタブレットの動画により手話で説明します。

名張市補足資料②

地域共生社会の実現を目指す「地域福祉教育総合支援システム」

複合的な生活課題を抱える人の相談に、総合的に対応できるエリアネットワークを構築していく中で、誰もが支え合う地域共生社会の実現を目指します。

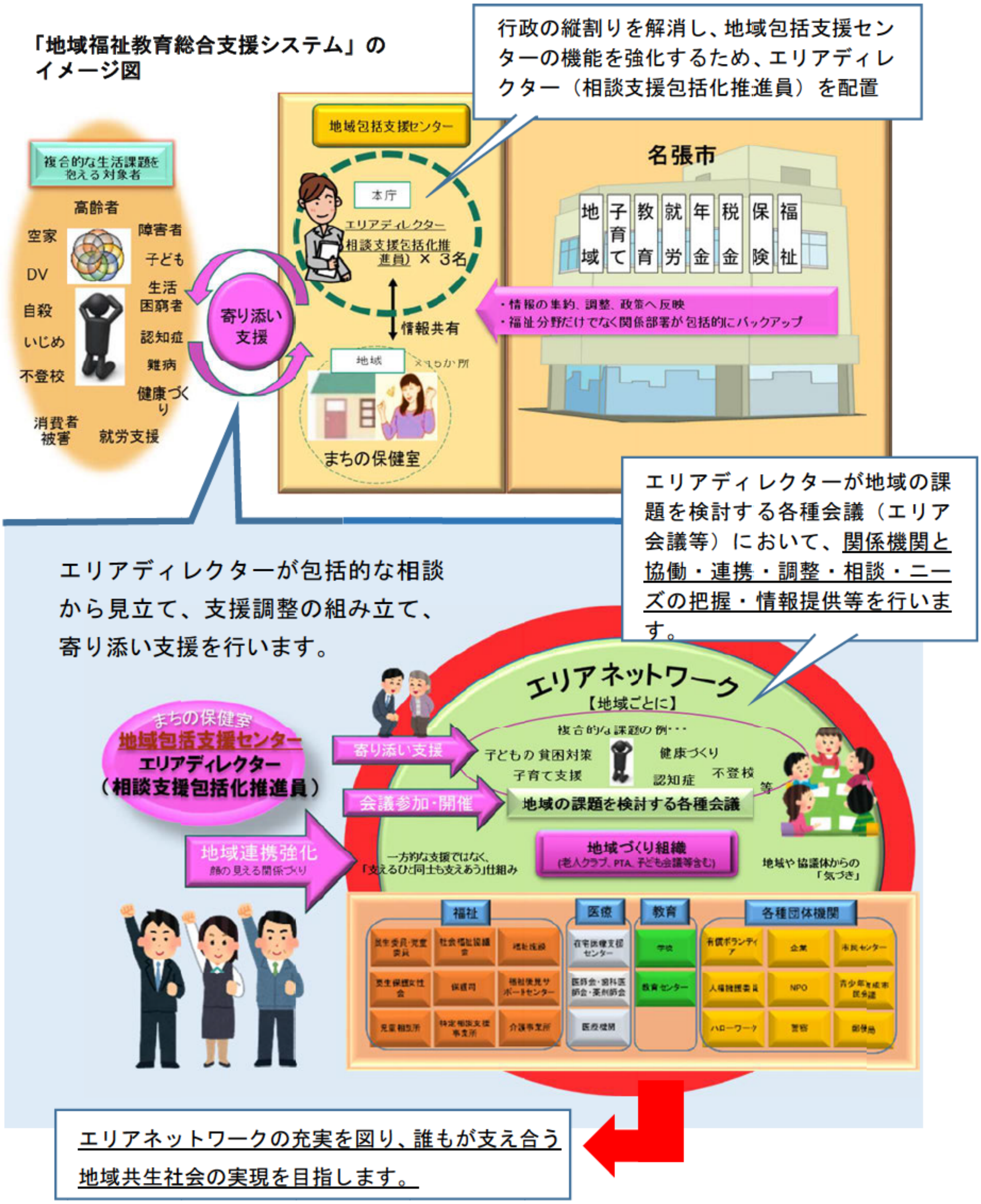

５　伊賀市

（１）　市職員全員研修会の開催

① １回目の研修（９月 27 日（水））
テーマ：精神障がい者とのコミュニケーションと災害避難時に必要な配慮について
参加者：87 人参加
講　師：社会福祉法人伊賀昴会理事　田村繁光さん
総合危機管理課　高田智博さん

② ２回目の研修（11 月 29 日（水））
テーマ：障がいのある人と一緒に働くこと
参加者：90 人
講　師：社会福祉法人名張育成会　伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター
ジョブサポート・ハオ　センター長　川出将規さん

（２）　市民啓発事業

①　ひゅーまんフェスタ２０１７（７月９日（日））
体験コーナーの設置：視覚障がい者体験・介護体験など

② 11 月 27 日(月)～12 月３日(日)
伊賀上野ケーブルテレビの行政だより「ウィークリー伊賀市」において、障がい者理解啓発（※手話通訳付き）

③ 広報「いが市」(12 月１日号)で障がい者理解啓発

④ 市役所本庁舎玄関前に三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園生徒作品を展示
期　間：12 月１日(金)～12 月 28 日(木)

⑤ 街頭啓発の実施
実施日：12 月２日(土)
場　所：伊賀市内スーパーマーケット（アピタ・イオンタウン）店頭
配布物：障害者差別解消法啓発チラシ・啓発用クッキー配布 1000 個
（※啓発チラシ、クッキーについては障がい者訓練施設で作成）

（３）企業や事業所に対する啓発

①　差別をなくす強調月間(11 月)にあわせて、障害者差別解消法啓発チラシを配布

②　障がい者サービス事業所に障害者差別解消法啓発チラシの送付(12月８日(金)実施)

（４）学校関係での啓発

① 保育所（園）長・主任研修会にて障害者差別解消法啓発チラシを配布（12 月 21 日（木）実施）

② 児童や学生に対する講演による啓発

ア）小学生

対　象：上野西小学校、西柘植小学校、新居小学校の４年生
テーマ：聴覚障がいについて
講　師：障がい福祉課　伊倉睦美及び当事者

イ）中学生

対　象：城東中学校（１年生及び保護者）
テーマ：障害者差別解消法ってなに？
講　師：障がい者相談支援センター　松村健吾

ウ）高校生

対　象：上野高等学校定時制（約 40 人）
テーマ：車椅子の人への配慮
講　師：伊賀圏域障がい福祉連絡協議会ヘルパー部会　一路部会長

（５）その他

① 手話通訳者の設置
② 簡易筆談器の設置
③ カウンター型磁気ループの設置（28 年度新規設置）
④ 手話・要約筆記派遣事業
⑤ ヒアリングループ貸出事業
⑥ 思いやり駐車場カラーコーンカバー貸出
⑦ 移動式障害者用トイレ（２基）貸出

平成 29 年度障害者週間(12 月３日から９日)に関連する行事（三重県関係分）

１　三重県障がい者芸術文化祭の実施

目的：障がい者の芸術文化活動の活性化を図り、障がい者の自立と地域社会への参画を図る。

日時：平成 30 年 1 月 12 日（金）10 時～16 時及び 13 日（土）10 時～14 時

場所：ＮＴＮシティホール（桑名市民会館）

内容：作品展（絵画・写真・書道・版画・陶芸・手芸・工芸等）とステージ発表（歌唱・楽器演奏・演劇・踊り・ダンス等）

出展作品数：415 点

来客数：2,053 人

２　こころのバリアフリー推進イベントの開催

（１）障がいに対する理解の促進や障がい者差別の解消を図り、障がいの有無に関わらず互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に、障害者週間の前後から年度末の３月にかけて開催する啓発イベントを『こころのバリアフリー推進イベント』として位置づけ、連続的に開催する。

（２）イベントの内容

【第１弾】『地球上に人は何人いると思っているの？…75 億！！』
～＃障がい　＃個性　＃差別～

日時：平成 29 年 11 月 19 日（日）13：30～16：30

会場：県庁講堂

内容：ＮＨＫ Ｅテレみんなのためのバリアフリー・バラエティ「バリバラ」にレギュラー出演中の玉木幸則さんを講師に招き、講演会を実施するとともに、県内大学生とのトークセッションを実施。

来客数：123 人

【第２弾】『ステップアップカフェＣｏｔｔｉ菜３周年祭
×こころのバリアフリー推進イベント』

日時：平成 29 年 12 月 23 日（土）10：00～15：00

会場：フレンテみえ

内容：ステップアップカフェＣｏｔｔｉ菜３周年祭と連携し、女優・タレントの奥山佳恵さんによる講演会及び障がい者スポーツ体験会を実施します。講演会では、ダウン症の次男の育児体験や家族の日常を通して、障がいの有無に関わらずその人らしさを認めあうことの大切さ等について話していただくとともに、障がい者スポーツ体験等を通して障がいに対する理解を深めていただく。

講演会の来客数：188 人

備考：雇用経済部雇用対策課との共催により実施

【第３弾】『ユニバーサルデザインセミナー』

日時：平成 30 年１月 11 日（木）13：30～15：30

会場：県庁講堂

内容：全盲の落語家　桂福点さんを招き、視覚障がい者の駅ホーム転落事故を題材とした創作落語と講演を実施。

来客数：125 人

備考：健康福祉部地域福祉課との共催により実施

【第４弾】『第３回お笑いこころサミット』

日時：平成 30 年３月４日（日）13：30～15：30

会場：鈴鹿市男女共同参画センタービル内３階（ジェフリーすずか）

内容：県内の精神障がい当事者が企画・運営･出演するイベントで、障がい当事者で結成されたバンド演奏や、「みえ発！こころのバリアフリー大使」第１号のお笑いコンビ「松本ハウス」によるトーク＆ライブを実施。

※ 第５弾は、障がい者スポーツに関するイベントを開催する予定。

● **障害者週間（12 月３日から同月９日まで）について**

障害者週間の期間は、毎年 12 月３日から同月９日までの１週間です。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組を展開しています。

障害者週間は、平成 16 年６月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12 月９日）に代わるものとして設定されました。

障害者基本法

第９条　国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

２　障害者週間は、１２月３日から１２月９日までの１週間とする。

３　国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

平成29年度障害者週間(12月3日から9日)に関連する行事(市町関係分)

主催機関･団体名	行事の名称	内容	実施期間
四日市市障害者大会実行委員会 ※市は補助金を交付	第36回四日市市障害者大会	･式典(体験発表2人･顕彰･大会決議) ･作業所による演劇 ･講師を招いての記念講演 ･実行委員会選出の数団体によるアトラクション ･啓発ポスター展示 ･市内作業所製品等のバザーの実施	12月10日
伊勢市	街頭啓発	市内ショッピングセンター(1店舗)において、障がい者団体とともにポケットティッシュ(障害者週間啓発ビラ封入)を配布する。	12月3日
	パネル展示	市庁舎及び図書館、障害者サポート企業等においてパネル展示を実施する。 ･展示内容 「障害者週間」「障がい者サポーター制度」「12/10障がい者サポーター研修会」「手話言語条例」「市内事業所の製品、作品の紹介」に関する掲示物	12月1日 ～12月11日
松阪市	障がい者週間街頭啓発運動	障がいを持つ方々との相互理解を促進するため、松阪駅前で啓発物品を市民へ配布しながら、障がい者週間への意識啓発を行う。	12月4日
	第26回松阪市障がい者作品展	障がいのある方が障害者福祉センターで取り組んでいる講座の発表会を行い、講座や各団体･施設で心を込めて作った作品を展示する「第26回松阪市障がい者作品展」を開催する。うどん･ぜんざいの販売や、各団体･施設のバザーも行う。	12月9日 ～12月10日
桑名市	障害者週間記念行事「みんなのつどい」	桑名市総合福祉会館において映画「ちょき」の上映、市内障害者施設による製品販売などのイベントを開催する。また桑名駅周辺にて市内障害者施設による物品と合わせて啓発用チラシを配布する。	11月26日
尾鷲市	尾鷲市広報掲載	障害福祉に関する情報を掲載する。	12月広報
鳥羽市障害者互助会 ※市は後援	障害者記念の日事業	障害に関する映画上映会を行う。	12月10日
	障害者記念の日事業	障害者団体による作品展示をする。	12月2日 ～12月15日
いなべ市社会福祉協議会 ※市は後援	いなべ市障がい者スポーツ交流会	いなべ市に在住する心身障がい者やいなべ市内の通所施設に通所している方が、障がいやその程度に関係なく一堂に会し、スポーツ等を通じて交流を図るとともに、市内の障がい者に対する理解と認識を深め、自立と社会参加の促進に寄与することを目的としている。	11月3日
伊賀市	街頭啓発	市内大型スーパー店舗前で障がい者団体と合同で啓発物品等を配布する。	12月2日

平成29年度障害者週間(12月3日から9日)に関連する行事(市町関係分)

主催機関・団体名	行事の名称	内容	実施期間
東員町	東員町ホームページ掲載	東員町のホームページに障害者週間の日程と趣旨を掲載し、町民に周知する。	11月20日 ～12月9日
菰野町	菰野町障がい者スポーツフェスティバル	車いすバスケットボール、ボッチャ、SSピンポン等のスポーツ体験を通して障がいをお持ちの方が競技スポーツに参加するきっかけづくりや、健常者への障がい者スポーツに対する理解促進を目的としている。	11月23日
大台町	第18回大台町人権フェスティバル	中学生による人権作文の発表、障がい者をテーマにした劇などを行う。	12月9日
度会町	障がい者作品展示	役場庁舎町民ホールにおいて、障がいの方が作成した作品を展示する。	12月4日 ～12月15日
南伊勢町社会福祉協議会 ※市は後援	ふくしふれあい広場	誰もが安心して暮らすことの出来る「ふくしのまち」を目指して、毎年「福祉ふれあい広場」を社会福祉協議会が主催している。 社会福祉大会(福祉関係功労者表彰、福祉の作文発表)、福祉事業所の紹介、福祉用具の展示・販売などの福祉のコーナー、健康チェックのコーナー。防災のコーナーなどを行う。	12月3日

※平成29年10月5日付け「平成29年度「障害者週間」行事について」の調査結果より